

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 荒尾市 (都道府県: 熊本県)
 本事業の担当部局名 くらしいきいき課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	荒尾市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 平成29 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	9,000,000 円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 全国的に少子高齢化が進む中、本市においても令和3年度と令和2年度を比較した際、出生人数は5%減少、婚姻届件数に至っては20%減少と少子高齢化、人口減少は深刻な問題となっている。 そこで、金銭的負担により結婚に踏み切れない者に対し資金補助を行うことで、成婚者の増加、並びに少子化対策を図る。また、結婚を希望しているにも関わらず、出会いの機会の不足や経済的な不安等によりこれを実現できない人に対する支援として、近隣の広域行政事務組合結婚サポートセンターによる婚活事業との連携、結婚後もスムーズに新生活を送ることができるような経済的支援、その後も仕事と家庭の両立といった子育てしやすい住み続けたいようなまちの環境を整えることにより、特に若い世代の結婚希望の実現を図る。		
	<本個別事業の位置付け> 本市は「第6次荒尾市総合計画」において5つの重点戦略を掲げており、そのうち結婚に関する政策方針については、「切れ目のない充実した子育て環境をつくる」において明示している。 【基本施策】 ① 若い世代の結婚希望の実現 ② 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ③ 子育てしやすい環境づくり ④ 魅力ある教育環境の実現となっており、その中で、本個別事業は①の「若い世代の結婚希望の実現」に位置付けられた取組となっている。		
	(本個別事業における現状と課題)		
	(課題への対応)		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【対象費目】				
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	※(注)3 【その他独自要件】 対象となる婚姻期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日である。				
2. 申請見込					
①新規世帯見込					
上記のうち		20	世帯		
		ともに29歳以下	10	世帯	
		左記以外	10	世帯	
【積算根拠】					
10件(支給見込世帯数) × 60万円(補助上限額) = 6,000千円 10件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) = 3,000千円 計9,000千円					
令和元年度の本市への年間婚姻届出件数は196件(荒尾市戸籍事件表)となっている。また、これまでの補助実績としては、平成29年度6件、平成30年度6件、令和元年度3件、令和2年度7件、令和3年度10件となっている。令和4年度については、市公式LINEでも周知を図っていることから、申請件数の増が見込まれる。また、いずれの世代においても手厚い支援を行うこととしてはいるものの、予算の都合上計20件を上限とした。					
【令和4年度申請状況】					
(令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月) 申請 見込 世帯数 20 世帯					

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯 円
	対象経費支出予定額	0		
		0		
3. 広報の実施予定				
都道府県主導型コースであるため、熊本県や荒尾市ホームページによる周知、フェイスブック等のSNSを使った周知、市内及び近隣不動産関係事業者への周知協力依頼等幅広く実施を予定。また、市民課窓口において案内チラシを設置する。				

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		荒尾市で子育てをしたいと思う市民の割合	%	70 (令和7年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.51 (令和3年)	
	婚姻件数	件	138 (令和3年度)	
	婚姻率	%	3.3 (令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	35
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	60
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)に関しては、熊本県が広域的に実施する以下事業を連携して主体的に取り組む。 【結婚】館内企業・施設における「結婚応援の店」発掘(KPI設定有) 【子育て】「聞きなっせAI くまもと」FAQ定期更新(年2回)、公共施設情報更新(適宜) その他、熊本県と連携して県ホームページや県移住定住ポータルサイトなどでも、本支援制度等を情報発信することで、より多くの対象者に対し事業の広報啓発を促進する。また、結婚活動支援事業を実施している有明広域行政事務組合と連携し、メルマガ等により登録会員や結婚希望者への本事業の周知を強化し、積極的な事業申請を促していく。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内及び近隣の民間不動産事業者に対し当該チラシの配置や来客時における窓口等での広報啓発について協力依頼を行うことで、幅広く対象世帯に情報を提供することが可能である。また、地域コミュニティFM等を使った当該制度の幅広い周知も図っていく。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。